

経営者によりそうパートナー

みどり通信 10月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第271号 2022. 10. 7



秋晴れのビッグスワン！季節は秋ですが、リーグも佳境を迎え、J1昇格、J2優勝を目指して熱戦が繰り広げられています！

CONTENTS

● ひと言、発言	タイムリミットまで“あと1年”となりました	P 1
● 今知っておきたい相続の話	将来起こりうる相続のために	P 6
● 税務	中小企業投資促進税制	P 9
● 生命保険	保険商品のご紹介	P 11
● 一倉定の経営心得	その4 6	P 13
● 事務所からのお知らせ		P 14
● 営業カレンダー		P 14
● あとがき		P 15

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

タイムリミットまで“あと1年” となりました…

令和5年10月1日から、「消費税インボイス制度がスタート」しますが、残すところあと1年となりました。時間はまだあるように感じますが、逆算するとタイトなスケジュールとなります。速やかに自社が行うべき事項とその具体的スケジュールを決めて実行いたしましょう。

制度開始までにやるべきことのポイントを紹介いたします。

○インボイス（適格請求書）とは・・・

インボイスとは、登録番号や取引内容、取引金額、消費税額など、法定事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等のことです。

○インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される消費税の仕入税額控除の方式のことです。

この制度が導入されると、売り手側と買い手側は新たな義務を負うこととなります。

売り手側の義務・・・買い手側（課税事業者）から求められた場合はインボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。

買い手側の義務・・・売り手側（適格請求書発行事業者）が発行したインボイスを保存しないと、原則、仕入税額控除ができなくなります。

※インボイスの発行ができるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者に限られます（免税事業者や登録を受けていない課税事業者はインボイスを発行できません）。

1. 自社の対応方針を決める (自社が消費税課税事業者の場合)

インボイス（適格請求書）発行事業者の登録申請を速やかに行いましょう。
期限は令和5年3月31日ですが、できれば、年内中に行うことをおすすめいたします。申請は当社で代行いたします。

2. タイムリミットまでにやっておくこと (適格請求書発行事業者で本則課税の場合)

(1) 自社が発行する書類を確認する

インボイスとするものは、請求書・納品書・領収書・レシート等、必要事項が書かれていれば「OK」です。自社がインボイスとする書類を早急に決めましょう。

(2) インボイスとする書類の様式を確認する

上記(1)で決めた書類に、今までの消費税の情報だけでなく、新たに「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額」の記載が必要です。

小売業、飲食業等の不特定かつ多数の者を相手に事業を行う事業者は、インボイスに代えて、「簡易インボイス（適格簡易請求書）」を発行することができます。

(3) 請求書等に記載する取引金額等の表示方法を決める

- ① インボイスには、税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要がありますが、1円未満の端数計算は、切り捨て、切り上げ、四捨五入を自由に設定することができます。ただし、端数処理は、1つのインボイスにつき税率ごとに1回です。商品明細ごとの端数処理はできません。
- ② 登録番号を請求書等のどの場所に記載するのも決めましょう（あらかじめ印刷しておく方法だけでなく、ゴム印で表示したり手書きも認められます）。

(4) 利用しているシステムのインボイス対応を確認する

インボイスとする書類の作成方法（販売購買管理システム・手書き・エクセル・レジ等の種別）を把握して、現在のシステムがインボイス制度に対応できるのかを、早急に確認しましょう。

(5) 取引先にインボイスとする書類の様式を通知し、了解を得る

自社が交付するインボイスは、課税事業者である取引先では仕入税額控除のために保存の必要があります。どの書類をインボイスにするのか、取

引先等に説明し了解を得ましょう。

(6) 発行したインボイスの写しの保存方法を確定する

取引先に交付したインボイスの写しを保存する必要があるため、保存方法について検討しましょう。

(7) 取引先が発行したインボイスの受け取りについての対応

令和5年10月までに、以下の点の対応を行いましょう。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認
- ② 取引先からのインボイスの受け取り方法の確認
- ③ 事前に受け取ったインボイスの様式確認
- ④ 受け取ったインボイスからどのように仕訳を計上するか、また、そのタイミングを決定
- ⑤ 受け取ったインボイスの保存方法の確定

以上、「消費税の課税事業者で本則課税のケース」についての対応について説明させていただきました。

< 免税事業者はどう対応？ >

(1) 免税事業者はインボイス（適格請求書）は、発行できません。

免税事業者がインボイス（適格請求書）を発行するためには課税事業者になる必要があります。

免税事業者がインボイス（適格請求書）の登録を受けた後は、免税の適用がなくなり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告と納税が必要となります。

(2) 課税事業者との取引がある免税事業者の場合

免税事業者など「適格請求書発行事業者」以外の者から行った仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けられません。

(3) 経過措置

「適格請求書保存方式」の導入から6年間は、免税事業者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして次の措置が設けられています。

- 令和8年9月30日まで：免税事業者からの課税仕入れにつき80%控除可能
- 令和11年9月30日まで：免税事業者からの課税仕入れにつき50%控除可能

(4) 免税事業者が検討すべきこと

事業の実態等を踏まえ、次のような場合を想定して、課税事業者を選択するかどうかの検討をいたしましょう。

- ① 顧客が消費者のみの場合、必ずしもインボイス（適格請求書）を発行する必要はありません。
- ② 課税事業者を選択すると消費税の申告・納税が必要となります。
- ③ お客様や取引先からインボイス（適格請求書）の発行を求められる可能性があります。
- ④ インボイス（適格請求書）を発行できないと、課税事業者の取引先から消費税分の値引きを要求されたり、取引が見直されたりする懸念があります。
- ⑤ そのため、現在免税事業者でも、インボイス（適格請求書）の発行事業者となって消費税の申告納税を選択するという方法も検討いたしましょう。その際、簡易課税という方法を選ぶことによって本来の消費税よりも納める額が少なくなる場合がありますので、選択のシミュレーションを実施することをおすすめいたします。

いずれにしても、インボイス制度が1年後にスタートいたします。タイムリミットから逆算してインボイス制度導入のための準備をいたしましょう。

当社はおお客様に対して、担当スタッフから具体的な対応の説明をさせていただいておりますが、ご不明の点につきましてはいつでもお問い合わせいただければ幸いです。

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の10月7日掲載のものです。

制度開始までにやるべきことの点検表

1. 令和4年中に対応すべきこと			
①タイムリミットから逆算し、インボイス対応のスケジュールを確認する	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②自社が発行する書類にどのようなものがあるかを確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③インボイスにする書類を確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④自社が発行するインボイスが記載要件を満たしているかどうかを確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤税率ごとの消費税額の端数計算の方法（切り捨て・切り上げ・四捨五入）を決める	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑥請求書等に記載する取引金額等の表示方法（税込み又は税抜き）を決める	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑦取引先にインボイスとする書類の様式を通知し、了解を得る	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑧自社が発行するインボイスの写しの保存方法を確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑨会計システム、請求書発行システム、レジ、POSシステムに必要な対応を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
2. 令和5年3月までに対応すべきこと			
①適格請求書発行事業者登録の申請（10月1日から適格請求書発行事業者となるための申請期限）	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
3. 令和5年10月までに対応すべきこと			
①インボイス対応システムのテストを行う	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②自社が発行するインボイスについての最終確認を行う	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④免税事業者等 [※] からの仕入れ等の対応方法を決定する <small>※) 未登録の課税事業者を含む。</small>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤取引先が発行するインボイスの様式、受取方法について取引先と打ち合わせして、確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑥受け取ったインボイスからの仕訳計上とそのタイミングを決定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑦受け取ったインボイスの保存方法を確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑧従業員へ研修等を行い、周知を完了する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

相 続

今知っておきたい相続の話

その29 『将来起こりうる相続のために、 今何をしたらいいのか…』

<Q>

私の父は1人暮らしです。将来父に万が一のことがあった場合の相続について不安があります。

相続が発生した場合の相続人は私たち兄妹3人（母は数年前に他界しました）ですが、父の財産がどこに何がどれだけあるかまったくわかりません。

将来起こりうる相続のために、今何をしたらいいのかアドバイスいただければ幸いです。

<A>

最近、相続税の申告受託や、相続税がかからないまでも相続の手続きの相談や受託が増加しています。その相談の中で、上記と同様に亡くなられた方が有する財産等について、相続人がどこに何がいくらあるかを把握されていないケースが多いように感じます。

当然、財産を残される方が、引き継ぐ方のためにしかるべき準備をするという意識で具体的な行動を起こすことが大事ということは言うまでもないところです。

最近、終活という言葉をよく耳にされるかと思いますが、終活とは、「人生の終わりのための活動」の略です。人生の総括を行い、人生の最期を迎えるにあたって、いろいろな準備を行うことを意味する言葉です。

自分の家は揉めることもないだろうし、後のことは子どもたちがしっかりやってくれるだろう・・・と思うところではありますが、残された家族が困らないための終活の準備をすることをおすすめいたします。

亡くなられる前にやっておく終活で押さえるべきポイントとして、主に

1. 相続財産のこと
2. 個人的な情報や思い出の品の整理
3. 理想的な最期について望むこと

が、考えられます。このコーナーでは『1. 相続財産のこと』についてお伝えいたします。

① ご自身の財産を正確に把握する

預貯金、有価証券、その他生命保険、年金、宝飾品、不動産などのプラスの財産のほかに、借金などのマイナスの財産も含まれます。

② 相続手続きに必要な情報はすぐにわかるようにまとめる

相続手続きでは、引き継ぐために亡くなられた方の口座を解約したり、不動産などは名義変更の手続きを行う必要があります。

相続手続きに必要な情報

- ・ 預貯金の通帳、カード（金融機関の名称、支店名、口座番号など）
- ・ 株式、債券、投資信託（証券会社の名称、支店名、銘柄、株数など）
- ・ 生命保険、個人年金、損害保険、公的年金の情報（保険会社の名称、契約者、受取人の情報など）
- ・ 借入金に関する情報（金銭消費貸借契約書、借入金残高証明書、返済予定表など）
- ・ 預金や株などのインターネット取引（金融機関の名称、IDやパスワードなど）

③ 分割内容を考えて遺言書として残す

残される財産の分け方についてです。どの財産を、だれに、どのように引き継いでもらうべきかを検討することをおすすめいたします。

財産の分け方は、「遺言書」として残すことで、ご自身の思いを相続人の方に伝えることができるうえ、遺言書は最優先されると法律で定められているため、ご自身が望む相続を実現できる可能性が高くなります。

④ エンディングノートに書き綴ることも方法の一つ

エンディングノートという冊子が市販されています。自分の人生を振り返り、自分を見つめ直し今後に生かすために頭を整理する、とても便利なツールです。

このエンディングノートを購入し、主な項目を記載しておくことで、将来起こりうる相続に備えることも方法です。

具体的な仕様は、



～自分の基本情報について～

生年月日、本籍地、血液型、家族、家系図、学歴、職歴、資格
マイナンバー、運転免許証番号、健康保険証番号 など

～財産・資産について～

年金証書や保険の証書、介護保険証や健康保険証、通帳・印鑑、貴重品などの保管場所は家族であっても知らないケースがほとんどです。
保管場所などを書いておけば家族が対応しやすくなります。

～その他～

身の回りのこと、家族・親族について、親しい友人・知人の連絡先について、葬儀・お墓について、自身からのメッセージ

等の記載事項があるケースがほとんどです。エンディングノートは、おすすめです。

いずれにしても、財産を残される方の意志にかかわってくることで、将来起こりうる相続の準備について、知人友人から当事者にそれとなく準備の必要性を伝えていただくとか、エンディングノートをさりげなく置いておく等も、将来相続する方々に対する思いやりの一つではないでしょうか。

詳しいことは、当事務所にお気軽にお問い合わせください。

当社は無料で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。



税 務

中小企業投資促進税制

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者などが平成10年6月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に新品の機械および装置などを取得しまたは製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。

償却限度額

償却限度額は、基準取得価額の30パーセント相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額です。

基準取得価額とは、船舶についてはその取得価額に75パーセントを乗じた金額をいい、その他の資産についてはその取得価額をいいます

税額控除限度額

税額控除限度額は、基準取得価額の7パーセント相当額です。

なお、税額控除の控除上限は、この制度における税額控除、「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」（旧措法42の12の3）における税額控除および「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度」（措法42の12の4）における税額控除の合計でその事業年度の調整前法人税額の20パーセント相当額を上限とされています。

適用対象資産

この制度の対象となる資産（以下「特定機械装置等」といいます。）は、その製作の後事業の用に供されたことのない（つまり新品の）次に掲げる

資産（匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものを除きます。）で、指定期間内に取得しまたは製作して指定事業の用に供したものです。ただし、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人以外の法人が貸付けの用に供する資産は、特定機械装置等には該当しません。

（注）令和3年4月1日前に取得等をした特定機械装置等については、匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものも含まれます。

- 1 機械および装置で1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
- 2 製品の品質管理の向上等に資する測定工具および検査工具で、1台または1基の取得価額が120万円以上のもの
- 3 上記2に準ずるものとして測定工具および検査工具の取得価額の合計額が120万円以上であるもの（1台または1基の取得価額が30万円未満であるものを除きます。）
- 4 ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のものまたはサーバー用のオペレーティングシステムのうち一定のものなどは除きます。以下同じ。）で次に掲げるいずれかのもの
 - (1) 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - (2) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- 5 車両および運搬具のうち一定の普通自動車（注）で、貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のもの
- 6 内航海運業の用に供される船舶

設備投資を検討される場合は、導入前にぜひご相談ください。

担当：堀内 勇一

今回のテーマ

保険商品のご紹介

死亡保険には入っていても、病気やケガで働けなくなった際の保障はないという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回はそんな「もしも!？」にお応えするエヌエヌ生命保険の「就業不能保障保険」をご紹介します。

保障内容を簡単にまとめますと下記のようになります。



3つの「もしも!？」におこたえする保険
就業不能保障保険

就業不能保障保険 (IV型) / 無解約返戻金型就業不能保障保険 (IV型)

もしも!?

ガンなどの重たい病気で入院し、働けなくなってしまったら・・・

日帰りの入院でもOK!

ガンなど特定の病気で入院されたら、入院日数にかかわらず、**最高1,000万円を一時金**でお支払いします!

5疾病入院・特定手術給付金



もしも!?

病気やケガで長期間、働けなくなってしまったら・・・

特定の病気以外でもOK!

病気やケガで61日以上働けない状態が続いていたら、**給付金を毎月**お支払いします!

就業不能給付金



もしも!?

ガンなどの重たい病気で長期間、働けなくなってしまったら・・・

9疾病などの場合ダブル給付

ガンなど特定の病気で61日以上働けない状態が続いていたら、**給付金をダブルで毎月**お支払いします!

就業不能給付金 + 特定就業不能給付金



※5疾病入院・特定手術給付金および特定就業不能給付金の悪性新生物(ガン)の保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。また、「上皮内新生物」は除きます。

※支払事由については、「商品パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払い事例を見てみましょう。

具体的にはどのように給付金は支払われる・・・？

たとえば、胃ガン（悪性新生物）で入院された場合・・・

Ⅳ型 定額プラン 基準給付金月額／特定就業不能基準給付金月額：50万円 5 疾病入院・特定手術給付金額：1,000万円の場合

急な病気で働けない・・・
その“もしも”に備える安心

一時金
1,000万円



14日未満の入院

30日未満の入院

長く働けない・・・
その“もしも”に備える安心

月額300万円
(1回目)

月額100万円
(2回目)*



61日以上入院

胃ガンの治療のため入院を開始

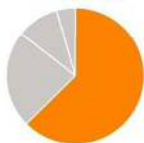
入院期間
14日未満

入院期間
14日以上30日未満

治療のための入院が
長引いてしまって働けない・・・

入院期間
2ヶ月以上

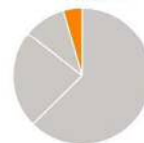
データ
で見る
胃ガン



62.6%



23.0%



4.4%

*1回目から3カ月後の給付となります。
出典：厚生労働省「患者調査 退院患者の平均在院日数等（平成29年）」よりエヌエヌ生命にて作成

近年は医療の進歩でガンでも治せる時代です。

厚生労働省は2022年7月29日、日本人の平均寿命は男性が81.47歳、女性が87.57歳と発表しました。

これからはより一層、働けなくなるリスクに備えることが必要になってくるかと思えます。

保険は健康な時に入っておかないと、後に健康リスクが高まった時には入れない可能性もあります。

ご自身・ご家族の生活、会社経営を安心して行っていくために、ぜひ御社・ご自身の保障を見直す機会にさせていただければと思います。

今後も弊社からのサポートをさせていただきたいと思えます。

担当：伊藤寛峻

一倉定の経営心得シリーズ

その四十六

社長の蛇口訪問一回は、
セールスマンの訪問の百回に勝る。

社長の表敬訪問は、実は「建前」なのであって、その建前だけでも絶大な効果があるのに、それに加えて「本音」の方にさらに大きなメリットがあるのだ。

そのメリットとは、まず第一に顧客の要求とその変化を的確につかめることである。社長が訪問すれば、先方でも偉い人が応対する。偉い人ほど、雑談の中でさえ、事業経営に関する次元の高いことが話題になるからである。第二には、わが社のサービス不足やクレームを知ることができる。第三には、競合他社の動きに関する情報も入る。特に他社の社長が訪問しているかどうかは大切である。訪問していることは、まずないといえるが、訪問していないければわが社は優位に立っているのだし、もしも訪問しているようならば油断はならないのである。

◆◇ 事務所からの
お知らせ



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



あとがき

暑さ厳しい夏から気温が少しづつ下がり、朝夕の肌寒さを感じるようになってきました。

暑くも、寒くもなく過ぎしやすい季節である秋は、ジューンブライドと言われる6月よりも結婚式が行われることが多いそうです。

私も先日、結婚式に出席しましたが祝辞を述べられた方が紹介された言葉がとても印象に残りました。その言葉は、「しあわせは微笑みが連れてくるの」です。この言葉は、カナダ出身のシスターであるジャンヌ、ボッセさん著書の本のタイトルですが、笑顔で、明るい気持ちをもち、当たり前前のことでも感謝することで幸せを感じることができるといふ意味が込められています。何事も当たり前前と思うようになるにつれて、その事柄に対して感謝することがなくなっていくように感じます。改めて、当たり前前が当たり前前であることに感謝してみてもいいかがでしうか。きつと、幸せな気持ちになるでしう。

橘 慎太郎

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp